

協議第3号

会議傍聴規程について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議傍聴規程を、別紙のとおり定めることについて協議を求める。

平成28年10月21日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(定員)

第3条 一般席の定員は、20人とする。ただし、会場の都合等により会長が必要と認めたときは、定員を増減することができる。

(傍聴人の資格)

第4条 会議を傍聴することができる者は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町に在住、在勤又は在学の者とする。ただし、報道関係者にあつては、この限りでない。

(傍聴の手續)

- 第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に住所、氏名、勤務先（学校）名及び勤務先（学校）所在地を記入しなければならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。この場合において、抽選の順序は、先着順に行うものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者にあつては、傍聴証の交付を受けることにより会議を傍聴することができる。
 - 4 前項の傍聴証の交付手續については、会長が別に定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある

と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコンその他音を発する情報通信機器の電源を切ること。ただし、議長の許可を得た場合にあっては、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者にあっては、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第10条 傍聴人は、全て協議会の事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

別記様式（第5条関係）

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第 回会議
傍聴人受付簿

年 月 日

No,

住 所	
氏 名	
勤務先（学校）名	
勤務先（学校） 所在地	